

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法、藤沢市市営住宅条例に基づき、市営住宅の管理に関する事務として次の手続きを行っている。 ・入居及び退去に関する事務 ・家賃の決定及び徴収に関する事務 ・住宅、共同施設の管理に関する事務 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 ・家賃、敷金若しくは使用料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・敷金の徴収に関する事務 ・家賃、敷金若しくは使用料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・入居の申込み受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・同居及び承継承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・明渡しの請求に関する事務 ・明渡し期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ・他の住宅等のあっせん等に関する事務 ・収入状況の報告の請求等に関する事務 ・住宅、共同施設の管理に関する事務
③システムの名称	公営住宅システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第十八条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 表53の項目、第五十五条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藤沢市役所 計画建築部 住まい暮らし政策課
②所属長の役職名	住まい暮らし政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-25-1111(内)2661
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 計画建築部 住まい暮らし政策課 0466-25-1111(内)4281
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	[1,000人以上1万人未満]	
いつ時点の計数か	令和7年9月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和7年9月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[○] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月12日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	藤沢市役所 計画建築部 住宅課	藤沢市役所 計画建築部 住宅政策課	事後	組織変更のため
平成30年5月12日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅課長 三浦 肇	住宅政策課長 井出 猛	事後	人事異動のため
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	住宅政策課長 井出 猛	住宅政策課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	公営住宅法、藤沢市市営住宅条例にもとつき、市営住宅の管理に関する事務として次の手続	公営住宅法、藤沢市市営住宅条例に基づき、市営住宅の管理に関する事務として次の手続	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	公営住宅システム	公営住宅情報ファイル	事後	
令和2年3月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和2年2月5日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施。
令和3年3月12日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和3年3月12日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[十分である]	[]	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和6年11月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第十八条	番号法第9条第1項及び別表 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第十八条	事後	番号法第9条の改正による変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年11月11日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 表53の項目、第五十五条	事後	番号法第19条の改正による変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年11月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年2月5日時点	令和6年11月20日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施。
令和6年11月11日	IV リスク対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年9月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年11月20日時点	令和7年9月12日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施。
令和7年9月30日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	藤沢市役所 計画建築部 住宅政策課	藤沢市役所 計画建築部 住まい暮らし政策課	事後	組織変更のため
令和7年9月30日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住宅政策課長	住まい暮らし政策課長	事後	組織変更のため
令和7年9月30日	8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	藤沢市役所 計画建築部 住宅政策課	藤沢市役所 計画建築部 住まい暮らし政策課	事後	組織変更のため